

静岡福祉大学同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、静岡福祉大学同窓会と称し、事務局を静岡福祉大学内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに静岡福祉大学との連絡を緊密にし、併せて静岡福祉大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の作成
- (2) 会員相互の交流推進
- (3) 静岡福祉大学における教育活動の援助推進に関する各種事業の計画・実施並びに謝恩
- (4) その他必要と認められる事業

第2章 会員及び役員

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 静岡福祉大学及び静岡福祉大学短期大学部（静岡精華短期大学及び静岡福祉情報短期大学を含む）の卒業生
- (2) 特別会員 静岡福祉大学及び静岡福祉大学短期大学部（静岡精華短期大学及び静岡福祉情報短期大学を含む）の教職員並びに役員会で推薦された旧教職員

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 書記 2名
- (5) 会計 2名
- (6) 監事 2名
- (7) 理事 各学科各々3名以内及び会長の委嘱する者若干名
- (8) 評議員 卒業年次の各学科から各2名

第3章 役員の職務、選出方法及び任期

第6条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、会長の諮問に応ずる。
- (2) 会長は、本会の会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 書記は、本会の会務を処理する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、本会会計事務の監査を担当する。
- (7) 理事は、学科の会務を分担する。
- (8) 評議員は、卒業各年次の会員に関する会務を分担する。

第7条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、静岡福祉大学学長とする。
- (2) 会長、副会長、書記及び会計は、役員会において選出し、総会の承認を受けるものとする。
- (3) 監事は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- (4) 理事は、評議員の互選によって選出するほか、会長が必要に応じて委嘱する。
- (5) 評議員は、卒業年次の各学科から2名ずつ選出する。

第8条 役員の任期は、5年とし、再任を妨げない。

第4章 参与及び幹事

- 第9条 本会に参与及び幹事を置き、卒業生交流センターの大学教職員のうちから会長が委嘱する。
- 2 参与は会長の諮問にこたえ、かつ本会の運営について意見をのべることができる。
 - 3 幹事は会務を処理する。

第5章 理事会・役員会

- 第10条 理事会は、会長、副会長、書記、会計、監事及び理事をもって構成し、通常年1回開かれる。また会長が必要と認めたとき、または、構成員の3分の1以上の要請があったときは、会長が招集し、これを開催する。
- 2 役員会は会長、副会長、書記、会計、監事、理事及び評議員をもって構成し、会長が必要と認めたとき、または役員3分の1以上の要請があったときは会長が招集しこれを開催する。また、総会招集のいとまのないときは、出席者の過半数の同意をもって総会に代わり決議することができる。
- 第11条 理事会は、事業計画、その他会務遂行のため必要な事項を審議する。
役員会は、本会の予算、決算報告及び事業の企画・運営に関する事項を審議する。

第6章 総 会

- 第12条 総会は、定時総会と臨時総会の二つとし、定時総会は、会長が招集し、原則として5年に一度開催する。
- 2 臨時総会は、必要がある場合、役員会の議を経て会長が招集する。
 - 3 総会の議長は、会長がこれを務める。
- 第13条 総会は、次の事項を審議する。
- (1) 事業計画の審議・報告
 - (2) 会計報告
 - (3) その他役員会で必要と認めた事項の審議・決定
- 第14条 総会における議決は、出席者の過半数をもって成立し、賛否同数の場合は、議長が裁定する。

第7章 会 計

- 第15条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 第16条 本会の正会員は、終身会費として10,000円を静岡福祉大学在学中に納めるものとする。
- 第17条 本会に関する資金の一切の保管及び出納は、会長名義により行うものとする。

第8章 雑 則

- 第18条 本会に総会の承認を経て、支部を設置することができる。
- 2 支部を設置するときは、その名称、地域及び役員名簿を会長に提出するものとする。
- 第19条 本会の正会員は、住所、姓名、勤務先等を変更した場合は、その都度、事務局に連絡しなければならない。
- 第20条 本会則の改正は、総会の出席者の3分の2の決議によらなければならない。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。